

令和5年度

教育委員会定例会
(3月)

令和6年3月7日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和6年3月7日(木)午後3時

場所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第17号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第18号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について
- (3) 議案第19号 教育関係行事の共催等事務処理要綱の一部を改正する告示について
- (4) 議案第20号 鹿屋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第21号 令和5年度教育委員会点検・評価について

5 報 告

- (1) 鹿屋市学校規模適正化(学校再編)の取組状況について
- (2) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部改正について
- (3) 鹿屋市指定学校変更事務取扱要領の一部改正について
- (4) 鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部改正について
- (5) 鹿屋市就学援助費支給要領の一部改正について
- (6) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第17号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和6年3月7日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政組織等の一部を改正するため、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条表中、生涯学習課社会教育係と文化財センターとの間に「生涯学習係」を加える。

第31条文化振興係の項中第5号、第6号、第9号を削り、第7号を第5号、第8号を第6号とし、第10号から第15号までを3号ずつ繰り上げ、同条社会教育係の項中第8号を削り、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条中央公民館の項を生涯学習係に改め、同項第6号の次に次の2号を加える。

（7） 生涯学習推進会議に関すること。

（8） 生涯学習の総合的企画、調整及び推進に関すること。

同項第7号中「中央公民館」を「鹿屋市公民館及び鹿屋市地区学習等供用施設」に改め同号を第9号とし、同項第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の号を加える。

（13） 鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに関すること。

第41条第2項表中「館長補佐」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前													
<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 2 号</p>	<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 2 号</p>													
<p>(事務局の組織)</p>	<p>(事務局の組織)</p>													
<p>第 25 条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p>	<p>第 25 条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p>													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="91 555 1099 635">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 635 622 715" rowspan="4">生涯学習課</td> <td data-bbox="622 635 1099 715">文化振興係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 715 1099 794">社会教育係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 794 1099 874"><u>生涯学習係</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 874 1099 954">文化財センター</td> </tr> </table>	(略)		生涯学習課	文化振興係	社会教育係	<u>生涯学習係</u>	文化財センター	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1099 555 2119 635">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 635 1637 715" rowspan="3">生涯学習課</td> <td data-bbox="1637 635 2119 715">文化振興係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 715 2119 794">社会教育係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 794 2119 874"><u>文化財センター</u></td> </tr> </table>	(略)		生涯学習課	文化振興係	社会教育係	<u>文化財センター</u>
(略)														
生涯学習課	文化振興係													
	社会教育係													
	<u>生涯学習係</u>													
	文化財センター													
(略)														
生涯学習課	文化振興係													
	社会教育係													
	<u>文化財センター</u>													
<p>2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、特定事項を処理させるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、特定事項を処理させるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。</p>													
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>													
<p>(生涯学習課の分掌事務)</p>	<p>(生涯学習課の分掌事務)</p>													
<p>第 31 条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係</p> <p>(1) 文化芸術の振興に関すること。</p> <p>(2) 自主文化事業に関すること。</p> <p>(3) 文化団体の育成に関すること。</p>	<p>第 31 条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係</p> <p>(1) 文化芸術の振興に関すること。</p> <p>(2) 自主文化事業に関すること。</p> <p>(3) 文化団体の育成に関すること。</p>													

改正後	改正前
<p>(4) 文化事業の共催又は後援に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 教育委員会が所管する社会教育施設の使用許可及び管理に関する事。</p> <p><u>(6)</u> 社会教育施設並びに機関の設置及び廃止に関する事。</p> <p><u>(7)</u> 鹿屋市文化会館に関する事。</p> <p><u>(8)</u> 鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに関する事。</p> <p><u>(9)</u> 鹿屋市立図書館に関する事。</p> <p><u>(10)</u> 大隅広域図書館ネットワーク運営協議会に関する事。</p> <p><u>(11)</u> 輝北総合支所、串良公民館及び鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に設置する図書室に関する事。</p> <p><u>(12)</u> 課内の庶務に関する事。</p> <p>社会教育係</p> <p>(1) 社会教育指導員に関する事。</p> <p>(2) 社会教育委員の会議に関する事。</p> <p>(3) 社会教育関係調査に関する事。</p> <p>(4) 社会教育に関わる職員の研修に関する事。</p> <p>(5) 青少年問題協議会に関する事。</p> <p>(6) 青少年育成市民会議に関する事。</p> <p>(7) 青少年育成センターに関する事。</p> <p><u>(8)</u> 社会教育の総合的企画、調整及び推進に関する事。</p> <p><u>(9)</u> 家庭教育、青少年教育、成人教育、人権教育その他社会教育に関する事。</p>	<p>(4) 文化事業の共催又は後援に関する事。</p> <p><u>(5) 生涯学習推進会議に関する事。</u></p> <p><u>(6) 生涯学習の総合的企画、調整及び推進に関する事。</u></p> <p><u>(7)</u> 教育委員会が所管する社会教育施設の使用許可及び管理に関する事。</p> <p><u>(8)</u> 社会教育施設並びに機関の設置及び廃止に関する事。</p> <p><u>(9) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関する事。</u></p> <p><u>(10)</u> 鹿屋市文化会館に関する事。</p> <p><u>(11)</u> 鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに関する事。</p> <p><u>(12)</u> 鹿屋市立図書館に関する事。</p> <p><u>(13)</u> 大隅広域図書館ネットワーク運営協議会に関する事。</p> <p><u>(14)</u> 輝北総合支所、串良公民館及び鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に設置する図書室に関する事。</p> <p><u>(15)</u> 課内の庶務に関する事。</p> <p>社会教育係</p> <p>(1) 社会教育指導員に関する事。</p> <p>(2) 社会教育委員の会議に関する事。</p> <p>(3) 社会教育関係調査に関する事。</p> <p>(4) 社会教育に関わる職員の研修に関する事。</p> <p>(5) 青少年問題協議会に関する事。</p> <p>(6) 青少年育成市民会議に関する事。</p> <p>(7) 青少年育成センターに関する事。</p> <p><u>(8) かのや学校応援団に関する事。</u></p> <p><u>(9)</u> 社会教育の総合的企画、調整及び推進に関する事。</p> <p><u>(10)</u> 家庭教育、青少年教育、成人教育、人権教育その他社会教育に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>こと。</p> <p><u>(10)</u> 社会教育関係団体及び指導者の育成並びに連携に関すること。</p> <p><u>(11)</u> 社会教育に関する行事の共催又は後援に関すること。</p> <p><u>(12)</u> 大隅青少年自然の家に関すること。</p> <p><u>(13)</u> 地域学校協働活動に関すること。</p> <p>生涯学習係</p> <p>(1) 鹿屋市公民館に関すること。</p> <p>(2) 鹿屋市地区学習等供用施設に関すること。</p> <p>(3) 鹿屋市高隈交流促進センターに関すること。</p> <p>(4) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関すること。</p> <p>(5) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関すること。</p> <p><u>(7) 生涯学習推進会議に関すること。</u></p> <p><u>(8) 生涯学習の総合的企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(9) 鹿屋市公民館及び鹿屋市地区学習等供用施設の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(10)</u> 地区生涯学習推進協議会等に関すること。</p> <p><u>(11)</u> 公民館運営審議会に関すること。</p> <p><u>(12)</u> 公民館講座等に関すること。</p> <p><u>(13) 鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに関すること。</u></p> <p>文化財センター</p> <p>(1) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。</p> <p>(3) 指定文化財に関すること。</p> <p>(4) 文化財の保護活用及び周知に関すること。</p> <p>(5) 文化財の保存伝承に関すること。</p>	<p>こと。</p> <p><u>(11)</u> 社会教育関係団体及び指導者の育成並びに連携に関すること。</p> <p><u>(12)</u> 社会教育に関する行事の共催又は後援に関すること。</p> <p><u>(13)</u> 大隅青少年自然の家に関すること。</p> <p><u>(14)</u> 地域学校協働活動に関すること。</p> <p>中央公民館</p> <p>(1) 鹿屋市公民館に関すること。</p> <p>(2) 鹿屋市地区学習等供用施設に関すること。</p> <p>(3) 鹿屋市高隈交流促進センターに関すること。</p> <p>(4) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関すること。</p> <p>(5) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関すること。</p> <p><u>(7) 中央公民館の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> 地区生涯学習推進協議会等に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 公民館運営審議会に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 公民館講座等に関すること。</p> <p>文化財センター</p> <p>(1) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。</p> <p>(3) 指定文化財に関すること。</p> <p>(4) 文化財の保護活用及び周知に関すること。</p> <p>(5) 文化財の保存伝承に関すること。</p>

改正後				改正前			
(6) 鹿屋市王子遺跡資料館に関すること。 (7) 鹿屋市輝北歴史民俗資料館に関すること。 (8) 鹿屋市串良歴史民俗資料室に関すること。 (9) 文化財センターに関すること。 (10) センター内の庶務に関すること。 (職員の職及び職務) 第45条 前条に規定する職員の職及びその職務は、第38条から第43条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。				(6) 鹿屋市王子遺跡資料館に関すること。 (7) 鹿屋市輝北歴史民俗資料館に関すること。 (8) 鹿屋市串良歴史民俗資料室に関すること。 (9) 文化財センターに関すること。 (10) センター内の庶務に関すること。 (職員の職及び職務) 第45条 前条に規定する職員の職及びその職務は、第38条から第43条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。			
(略)				(略)			
2 前項に規定するもののほか、次の表の第1欄に掲げる教育機関に同表第2欄に掲げる職を置くものとし、必要があると認めるときは、同表第3欄に掲げる職及び別に規則で定める職を置くことができる(地方自治法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。)ものとする。この場合において、同表第2欄又は第3欄に規定する職は、同表の第4欄に規定する職に相当するものとする。				2 前項に規定するもののほか、次の表の第1欄に掲げる教育機関に同表第2欄に掲げる職を置くものとし、必要があると認めるときは、同表第3欄に掲げる職及び別に規則で定める職を置くことができる(地方自治法第244条の2第3項の規定による管理を行わせている場合を除く。)ものとする。この場合において、同表第2欄又は第3欄に規定する職は、同表の第4欄に規定する職に相当するものとする。			
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)				(略)			
鹿屋市立図書館	館長		主幹	鹿屋市立図書館	館長		主幹
		次長	主幹又は主査			館長補佐	主幹又は主査
鹿屋市中央公民館	館長		主幹	鹿屋市中央公民館	館長		主幹

改正後				改正前			
		<u>次長</u>	主幹又は主査			<u>館長補佐</u>	主幹又は主査
(略)				(略)			
鹿屋市文化会館	館長		主幹	鹿屋市文化会館	館長		主幹
		<u>次長</u>	主幹又は主査			<u>館長補佐</u>	主幹又は主査
(略)				(略)			
<p>3 前2項に定めるもののほか、鹿屋市青少年育成センターに所長を置くものとし、必要と認めるときは、別に規則で定める職を置くことができるものとする。この場合において、所長は、主幹又は主査に相当するものとする。</p>				<p>3 前2項に定めるもののほか、鹿屋市青少年育成センターに所長を置くものとし、必要と認めるときは、別に規則で定める職を置くことができるものとする。この場合において、所長は、主幹又は主査に相当するものとする。</p>			

議案第18号

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する
訓令について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第
10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和6年3月7日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

校区公民館の所管を市長部局に移管したことに伴い事務の決裁区分の一部を改正する
ため、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する
訓令

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年鹿屋市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「校区公民館等が行う事業に関する軽易な事項の指導及び助言に関すること。」及び「百引校区公民館、市成校区公民館、高尾校区公民館、平南校区公民館に関すること。」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号 別表第2（第4条、第6条関係） 個別決裁事項 1 教育総務課に関する事項</p>	<p>○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号 別表第2（第4条、第6条関係） 個別決裁事項 1 教育総務課に関する事項</p>
(略)	(略)
2 学校教育課に関する事項	2 学校教育課に関する事項
(略)	(略)
3 生涯学習課に関する事項	3 生涯学習課に関する事項
(略)	(略)
4 図書館に関する事項	4 図書館に関する事項
(略)	(略)
5 中央公民館に関する事項	5 中央公民館に関する事項
(略)	(略)
6 文化会館に関する事項	6 文化会館に関する事項
(略)	(略)
7 花岡地区公民館に関する事項	7 花岡地区公民館に関する事項
(略)	(略)

改正後				改正前			
8 高隈地区交流促進センターに関する事項				8 高隈地区交流促進センターに関する事項			
(略)				(略)			
9 学習等供用施設に関する事項				9 学習等供用施設に関する事項			
(略)				(略)			
10 輝北コミュニティセンターに関する事項				10 輝北コミュニティセンターに関する事項			
決裁事項	教育 長	専決区分		決裁事項	教育 長	専決区分	
		次長	館長			次長	館長
(略)				<u>校区公民館等が行う事業に関する軽易な事項の指導及び助言に関すること。</u>			
(略)				(略)			
(以下略)				<u>百引校区公民館、市成校区公民館、高尾校区公民館、平南校区公民館に関すること。</u>			
(以下略)				(以下略)			

議案第19号

教育関係行事の共催等事務処理要綱の一部を改正する告示について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和6年3月7日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

文言の整理のため、所要の規定整備を行うものである。

教育関係行事の共催等事務処理要綱の一部を改正する告示

教育関係行事の共催等事務処理要綱（平成 18 年鹿屋市教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ウ中「体育」を「スポーツ」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育関係行事の共催等事務処理要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○教育関係行事の共催等事務処理要綱 平成 18 年 3 月 31 日教育委員会告示第 7 号</p> <p>(共催等の基準)</p> <p>第 3 条 共催等をする行事は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 主催者が、次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 国、地方公共団体又はその機関</p> <p>イ 教育研究機関、教育研究団体又は教育に関する法人等公共性を有する機関団体</p> <p>ウ 教育関係団体（鹿屋市<u>スポーツ</u>協会又は鹿屋市文化協会等）に加入しているものであること。</p> <p>エ その他教育長が適当と認めたもの</p> <p>(2) 行事が次のア及びイのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 行事の内容が教育、スポーツ、学術及び文化の向上に寄与するもので、公益性を有すると認められること。</p> <p>イ 公共性を有すると認められること。</p> <p>(3) 行事の実施場所（会場）について、保健衛生及び災害防止の措置が十分になされていると認められるものであること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○教育関係行事の共催等事務処理要綱 平成 18 年 3 月 31 日教育委員会告示第 7 号</p> <p>(共催等の基準)</p> <p>第 3 条 共催等をする行事は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 主催者が、次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 国、地方公共団体又はその機関</p> <p>イ 教育研究機関、教育研究団体又は教育に関する法人等公共性を有する機関団体</p> <p>ウ 教育関係団体（鹿屋市<u>体育</u>協会又は鹿屋市文化協会等）に加入しているものであること。</p> <p>エ その他教育長が適当と認めたもの</p> <p>(2) 行事が次のア及びイのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 行事の内容が教育、スポーツ、学術及び文化の向上に寄与するもので、公益性を有すると認められること。</p> <p>イ 公共性を有すると認められること。</p> <p>(3) 行事の実施場所（会場）について、保健衛生及び災害防止の措置が十分になされていると認められるものであること。</p> <p>(以下略)</p>

15

議案第20号

鹿屋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和6年3月7日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市公民館条例の改正に伴い、本案を提出するものである。

鹿屋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市公民館条例施行規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

鹿屋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市公民館条例施行規則 平成18年1月1日教育委員会規則第26号</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 鹿屋市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期講座の開設に関する事 (2) 中央公民館に関する調査研究及び図書・資料の収集に関する事 (3) 講演会及び展示会等の開催に関する事 (4) 関係団体及び機関との連絡調整に関する事 (5) 学習グループの育成に関する事 (6) 鹿屋市花岡地区公民館（以下「地区公民館」という。）に関する事 (7) 鹿屋市高隈地区交流促進センターに関する事 (8) 鹿屋市学習等供用施設に関する事 (9) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関する事 (10) 鹿屋市串良公民館（以下「串良公民館」という。）に関する事 (11) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関する事 (12) その他鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事務に関する事。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○鹿屋市公民館条例施行規則 平成18年1月1日教育委員会規則第26号</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 鹿屋市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>中央公民館の施設及び設備の使用許可並びに維持管理に関する事</u> <u>と。</u> (2) 定期講座の開設に関する事 (3) 中央公民館に関する調査研究及び図書・資料の収集に関する事 (4) 講演会及び展示会等の開催に関する事 (5) 関係団体及び機関との連絡調整に関する事 (6) 学習グループの育成に関する事 (7) 鹿屋市花岡地区公民館（以下「地区公民館」という。）に関する事 (8) 鹿屋市高隈地区交流促進センターに関する事 (9) 鹿屋市学習等供用施設に関する事 (10) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関する事 (11) 鹿屋市串良公民館（以下「串良公民館」という。）に関する事 (12) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関する事 (13) その他鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事務に関する事。</p> <p>(以下略)</p>

議案第21号

令和5年度教育委員会点検・評価について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和6年3月7日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和5年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするため、本案を提出するものである。

1 意見交換会の開催状況

(1) 趣旨

鹿屋市の基本的な考え方や方向性、児童生徒数の推移等を含めた鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針の内容について、市内全ての小中学校へ説明し、学校運営協議会委員やPTA役員等と意見交換を行うことで、基本方針への理解を深めていただくと共に、今後の学校再編を進める上での参考とするもの

(2) 開催時期 令和5年6月～令和6年3月

(3) 開催箇所 市内全ての小中学校(小学校23校、中学校12校 計35校)

(4) 意見交換会で出された主な意見

- ・子ども達の将来を考えると、統合した方が良い。
- ・「いつまでに、〇〇小学校と□□小学校を統合する。」などの具体的な計画があった方が良い。
- ・地域から子どもの声が聞こえなくなるのは寂しい。地域がますます寂れていく。
- ・学校跡地の取扱は、どのようになるのか。学校跡地の活用は地域にとっても重要である。
- ・統合されると通学距離が長くなるが、スクールバスを出してくれるのか。
- ・居住する校区以外の学校へ通学する子どもがいるが、それが学校の小規模化の一因にもなっている。本来の学校へ通わせるべきである。
- ・子どもや保護者はもちろん、地域住民の意見も丁寧に聞き取って進めて欲しい。
- ・これまでの学校統合の成果はどうか。小中一貫校(花岡学園)の成果はどうか。
- ・小規模校の良さもある。特認校にスクールバスを出す等、児童生徒数を増やす努力をするべき。

(5) まとめ

- ・急激な人口減少に伴い児童生徒数も減少し、学校の小規模化も更に進むことから、鹿屋市においても学校規模適正化を検討する必要がある点について理解を得られたこと
 - 総論賛成であることを確認。方針に沿った学校規模適正化を進める。
- ・「学校がなくなると地域が更に寂れる。」という意見も多く出された。
 - 学校規模適正化と並行して、市長部局と連携しながら跡地活用も含めた地域振興策の検討が必要。
- ・「小規模校は、大規模校に馴染めない子どもの受け皿になっている。」との意見も多くあった。
 - そのような子ども達の受け皿として小規模校の在り方について検討する必要がある。
- ・過小規模校の保護者からは、現在の教育環境に対して不安の声も聞かれた。
 - まずは、保護者と十分に情報を共有し、学校規模適正化の検討を進める。
- ・小中一貫校への質問が多く、興味関心が高かった。
 - 適正配置の方法として、効果が見込める場合は、小中一貫校も選択肢の一つとする。

2 今後の取組方針について

- (1) 優先して学校規模適正化の検討を進める学校（完全複式学級の状況にある学校）については、保護者や地域住民と十分に情報を共有し、一定の理解が得られた上で具体的な協議を開始する。
- (2) その他の小規模校は、今後の児童生徒数の推移を注視し、過小規模校となる可能性の高い場合、定期的に意見交換を行った上で規模適正化の検討を進める。
- (3) 大規模校は、数年後には児童生徒数のピークを迎え、その後減少に転じる可能性が高いことから、大規模校における課題等について注視しながら、必要に応じて規模適正化を検討する。

(大規模校における意見交換会では、課題等に関する意見は出ていない。)

報告(2) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部改正について

(学校教育課)

鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部を改正する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領 平成20年4月1日制定</p> <p>(事業の目的) 第1条 本事業は、いじめや不登校等の問題行動の対応に当たって、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、不登校等何らかの理由で学校に行けない児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関等と連携して学校復帰を<u>含めた、社会的自立を目指した</u>支援や指導の充実を図ることを目的とし、実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の内容) 第3条 本事業は、生徒指導に関する事業を総合的に実施するために、「心の架け橋プロジェクト」と称し、次に掲げる県委託事業及び市単独事業をそれぞれの目的に応じて連携・協力しながら有効かつ効率的に運用するものである。</p> <p>(1) 架け橋1 マイフレンド事業(市単独事業) 「心の架け橋プロジェクト」事務局を設置し、教育支援センターの運営及び相談員の派遣等に係る事務を行う。事務局は学校教育課担当指導主事と指導員で構成し、教育支援センター内に置く。</p> <p>ア 教育支援センターの開設 鹿屋市教育支援センター設置要領(平成20年4月1日制定)に基づき、教育支援センターを開設する。</p> <p>イ 相談員の派遣 (ア) 相談員が、保護者や学校の了解のもと学校又は教育支援センターに行けない不登校児童生徒の家庭を訪問し、教育相談や学習指導等を行う。 (イ) 相談員が、中学校を中心に、派遣を希望する学校を訪問し、心の教室等を利用し、児童生徒や保護者の相談に応じる。</p> <p>(2) 架け橋2 スクールソーシャルワーカー活用事業(市単独事業)</p>	<p>○鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領 平成20年4月1日制定</p> <p>(事業の目的) 第1条 本事業は、いじめや不登校等の問題行動の対応に当たって、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、不登校等何らかの理由で学校に行けない児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関等と連携して学校復帰に<u>向けた</u>支援や指導の充実を図ることを目的とし、実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の内容) 第3条 本事業は、生徒指導に関する事業を総合的に実施するために、「心の架け橋プロジェクト」と称し、次に掲げる県委託事業及び市単独事業をそれぞれの目的に応じて連携・協力しながら有効かつ効率的に運用するものである。</p> <p>(1) 架け橋1 マイフレンド事業(市単独事業) 「心の架け橋プロジェクト」事務局を設置し、教育支援センターの運営及び相談員の派遣等に係る事務を行う。事務局は学校教育課担当指導主事と指導員<u>2人</u>で構成し、教育支援センター内に置く。</p> <p>ア 教育支援センターの開設 鹿屋市教育支援センター設置要領(平成20年4月1日制定)に基づき、教育支援センターを開設する。</p> <p>イ 相談員の派遣 (ア) 相談員が、保護者や学校の了解のもと学校又は教育支援センターに行けない不登校児童生徒の家庭を訪問し、教育相談や学習指導等を行う。 (イ) 相談員が、中学校を中心に、派遣を希望する学校を訪問し、心の教室等を利用し、児童生徒や保護者の相談に応じる。</p> <p>(2) 架け橋2 スクールソーシャルワーカー活用事業(市単独事業)</p>

改正後	改正前
<p>不登校やいじめ等の問題行動等への対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。このため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクール<u>ソーシャルワーカー</u>として中学校に配置し、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>(3) 架け橋3 スクールカウンセラー配置事業（県事業） 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー等として中学校に配置し、活用するに当たっての諸課題について調査研究を行い、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>(4) 架け橋4 「子どもサミット実施事業」（市単独事業） 子どもサミットの開催を通して、「いじめ問題の撲滅」に対する児童生徒の意識啓発と、自主的・自治的な取組の推進を図る。 ア 対象市内小・中学校の代表児童生徒・教職員・保護者、市議会議員、地域住民等 イ 主な事業の内容 (ア) 全小・中学校の代表児童生徒による意見交換（いじめへの取組状況、成果等） (イ) 「鹿屋市いじめゼロ宣言」の協議・採択、宣言文の掲載ポスターによる意識啓発</p> <p>(5) 架け橋5 「いじめ第三者委員会実施事業」（市単独事業） いじめ問題の命に関わる等の重大事案発生時に、教育関係機関から独立した第三者による調査機関を設置し、事案の事実関係を調査し、事態の収束に資する。 ア 対象 重大事案が発生した学校、児童・生徒、その保護者等の関係者 イ 第三者委員会の構成員 <u>弁護士、教育に関する学識経験者、臨床心理士及びその他教育委員会が認めるもの</u> ウ 開催要件 (ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を</p>	<p>不登校やいじめ等の問題行動等への対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。このため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクール<u>カウンセラー</u>として中学校に配置し、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>(3) 架け橋3 スクールカウンセラー配置事業（県事業） 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー等として中学校に配置し、活用するに当たっての諸課題について調査研究を行い、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>(4) 架け橋4 「子どもサミット実施事業」（市単独事業） 子どもサミットの開催を通して、「いじめ問題の撲滅」に対する児童生徒の意識啓発と、自主的・自治的な取組の推進を図る。 ア 対象市内小・中学校の代表児童生徒・教職員・保護者、市議会議員、地域住民等 イ 主な事業の内容 (ア) 全小・中学校の代表児童生徒による意見交換（いじめへの取組状況、成果等） (イ) 「鹿屋市いじめゼロ宣言」の協議・採択、宣言文の掲載ポスターによる意識啓発</p> <p>(5) 架け橋5 「いじめ第三者委員会実施事業」（市単独事業） いじめ問題の命に関わる等の重大事案発生時に、教育関係機関から独立した第三者による調査機関を設置し、事案の事実関係を調査し、事態の収束に資する。 ア 対象 重大事案が発生した学校、児童・生徒、その保護者等の関係者 イ 第三者委員会の構成員 <u>大学教授2人、臨床心理士1人及び弁護士2人</u> ウ 開催要件 (ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を</p>

改正後	改正前
<p>欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>エ その他 第三者委員会の詳細については別途定める。</p>	<p>欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>エ その他 第三者委員会の詳細については別途定める。</p>

報告(3) 鹿屋市指定学校変更事務取扱要領の一部改正について

(学校教育課)

鹿屋市指定学校変更事務取扱要領 新旧対照表

改正後					改正前				
○鹿屋市指定学校変更事務取扱要領 平成 18 年 10 月 1 日制定					○鹿屋市指定学校変更事務取扱要領 平成 18 年 10 月 1 日制定				
別表第 1 (第 3 条関係)					別表第 1 (第 3 条関係)				
区分	種類	指定学校変更申立許可基準	添付書類	許可期限	区分	種類	指定学校変更申立許可基準	添付書類	許可期限
(略)					(略)				
3	留守家庭	対象児童が小学生であり、保護者の就労等により留守家庭になるため、預かり先の住所地の指定学校に就学する場合。ただし、中学校への進学は、住所地の指定学校に就学することを条件とする。 <u>※保護者の勤務について、特別な事情による休暇制度の取得は1年未満であること。</u>	保護者の勤務証明書、預かり先証明書その他必要な書類	申立事実が解消するまで(学年末ごとに確認)	3	留守家庭	対象児童が小学生であり、保護者の就労等により留守家庭になるため、預かり先の住所地の指定学校に就学する場合。ただし、中学校への進学は、住所地の指定学校に就学することを条件とする。	保護者の勤務証明書、預かり先証明書その他必要な書類	申立事実が解消するまで(学年末ごとに確認)
(略)					(略)				
別表第 2 (第 3 条関係)					別表第 2 (第 3 条関係)				
区分	種類	特種事情の許可基準	添付書類	許可期限	区分	種類	特種事情の許可基準	添付書類	許可期限
(略)					(略)				
3	地域的	校区外就学境界地域図に表示さ			3	地域的	校区外就学境界地域図に表示さ		

改正後				改正前					
	配慮	れている、特定の指定学校の境界地域に居住している場合				配慮	れている、特定の指定学校の境界地域に居住している場合		
		1つの小学校の通学区域から2つの指定中学校に分かれる地域のうち、指定中学校でない方の中学校に就学する場合（名貫町及び永野田町から大始良中学校に就学する場合に限る。）					1つの小学校の通学区域から2つの指定中学校に分かれる地域のうち、指定中学校でない方の中学校に就学する場合（名貫町及び永野田町から大始良中学校に就学する場合に限る。）		
		19学級以上の学校（以下「大規模校」という。）の通学区域から通学区域の境界の一部が隣接する大規模校以外の学校に就学する場合（寿1丁目の寿北小学校、 <u>鹿屋東中学校</u> の通学区域で鹿屋小学校、 <u>鹿屋中学校</u> に就学する場合（寿北小学校、 <u>鹿屋東中学校</u> に在学している場合を除く。）に限る。）					19学級以上の学校（以下「大規模校」という。）の通学区域から通学区域の境界の一部が隣接する大規模校以外の学校に就学する場合（寿1丁目の寿北小学校の通学区域で鹿屋小学校に就学する場合（寿北小学校に在学している場合を除く。）に限る。）		
(略)				(略)					

報告(4) 鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部改正について

(学校教育課)

鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱 令和5年3月24日告示第47号</p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、鹿屋市立学校給食センター運営要綱第4条第1項の規定により各市立学校の学校給食センター運営委員会の承認を受けて決定した学校給食費から、次の各号のいずれかの援助等を受けている保護者に養育される児童又は生徒(学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。)に係る学校給食費を控除した額とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助</p> <p>(2) 他市町村の制度による学校給食費の補助又は免除</p> <p>2 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。</p> <p>第1号様式(第5条関係)</p>	<p>○鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱 令和5年3月24日告示第47号</p> <p>(補助対象経費及び補助率)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、鹿屋市立学校給食センター運営要綱第4条第1項の規定により各市立学校の学校給食センター運営委員会の承認を受けて決定した学校給食費から、次の各号のいずれかの援助等を受けている保護者に養育される児童又は生徒(学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。)に係る学校給食費を控除した額とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助</p> <p>(2) 鹿屋市就学援助費支給要領(平成20年4月1日制定)第4条第7号の規定による学校給食費の就学援助</p> <p>(3) 他市町村の制度による学校給食費の補助又は免除</p> <p>2 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。</p> <p>第1号様式(第5条関係)</p>

改正後	改正前																													
年 月 日	年 月 日																													
鹿屋市長 様 申請者 鹿屋市学校給食費 負担軽減 補助金 交付 申請書	鹿屋市長 様 申請者 鹿屋市学校給食費 負担軽減 補助金 交付 申請書																													
鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金の交付を受けたいので、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。																														
記																														
1 交付申請額 円	1 交付申請額 円																													
2 補助事業の経費の配分	2 補助事業の経費の配分																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業種目</th> <th rowspan="2">事業費 (学校給食費)</th> <th colspan="3">財源内訳 (見込み)</th> </tr> <tr> <th>市補助金</th> <th>要保護</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食費会計</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>	事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳 (見込み)			市補助金	要保護	その他	学校給食費会計	円	円	円	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業種目</th> <th rowspan="2">事業費 (学校給食費)</th> <th colspan="4">財源内訳 (見込み)</th> </tr> <tr> <th>市補助金</th> <th>要保護・ 準要保護(A)</th> <th>保護者負担 (A)の対象者除く。</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食費会計</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>	事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳 (見込み)				市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (A)の対象者除く。	その他	学校給食費会計	円	円	円	円	円
事業種目			事業費 (学校給食費)	財源内訳 (見込み)																										
	市補助金	要保護		その他																										
学校給食費会計	円	円	円	円																										
事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳 (見込み)																												
		市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (A)の対象者除く。	その他																									
学校給食費会計	円	円	円	円	円																									
3 事業の期間 (予定) 年 月 日から 年 月 日まで	3 事業の期間 (予定) 年 月 日から 年 月 日まで																													
4 添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	4 添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類																													

改正後	改正前																													
<p style="text-align: center;">第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">鹿屋市学校給食費 負担軽減補助金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿屋市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p>年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金について、補助事業が完了したので、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助事業の成果</p> <p>2 事業実績</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業種目</th> <th rowspan="2">事業費 (学校給食費)</th> <th colspan="3">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>市補助金</th> <th>要保護</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食費会計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業完了日 年 月 日</p> <p>4 添付書類</p> <p>(1) 事業実績書</p> <p>(2) 収支精算書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>	事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳			市補助金	要保護	その他	学校給食費会計	円	円	円	円	<p style="text-align: center;">第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">鹿屋市学校給食費 負担軽減補助金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿屋市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p>年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった鹿屋市学校給食費の負担軽減に関する補助金について、補助事業が完了したので、鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助事業の成果</p> <p>2 事業実績</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業種目</th> <th rowspan="2">事業費 (学校給食費)</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>市補助金</th> <th>要保護・ 準要保護(A)</th> <th>保護者負担 (Aの対象者除く。)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食費会計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業完了日 年 月 日</p> <p>4 添付書類</p> <p>(1) 事業実績書</p> <p>(2) 収支精算書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>	事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳				市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (Aの対象者除く。)	その他	学校給食費会計	円	円	円	円	円
事業種目			事業費 (学校給食費)	財源内訳																										
	市補助金	要保護		その他																										
学校給食費会計	円	円	円	円																										
事業種目	事業費 (学校給食費)	財源内訳																												
		市補助金	要保護・ 準要保護(A)	保護者負担 (Aの対象者除く。)	その他																									
学校給食費会計	円	円	円	円	円																									

報告(5) 鹿屋市就学援助費支給要領の一部改正について

(学校教育課)

鹿屋市就学援助費支給要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市就学援助費支給要領 平成20年4月1日制定</p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 就学援助の対象となる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学用品費 (2) 通学用品費(第1学年の4月認定児童生徒を除く。) (3) 校外活動費(宿泊を伴わないものに限る。) (4) 修学旅行費 (5) 新入学児童生徒学用品費(第1学年の4月認定児童生徒に限る。) (6) 医療費 (7) 学校給食費 <u>(市立校児童生徒を除く。)</u></p> <p>2 要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者に対しては、前項第4号及び第6号に掲げる経費に限り支給する。</p> <p>第5条～第7条(略) (支給決定等)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条第1項の認定をしたときは、就学援助費の支給決定を行い、原則として保護者の指定する口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、医療費については、口座振替により医療機関に直接支払うものとする。</p>	<p>○鹿屋市就学援助費支給要領 平成20年4月1日制定</p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 就学援助の対象となる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学用品費 (2) 通学用品費(第1学年の4月認定児童生徒を除く。) (3) 校外活動費(宿泊を伴わないものに限る。) (4) 修学旅行費 (5) 新入学児童生徒学用品費(第1学年の4月認定児童生徒に限る。) (6) 医療費 (7) 学校給食費</p> <p>2 要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者に対しては、前項第4号及び第6号に掲げる経費に限り支給する。</p> <p>第5条～第7条(略) (支給決定等)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条第1項の認定をしたときは、就学援助費の支給決定を行い、原則として保護者の指定する口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、医療費については、口座振替により医療機関に直接支払うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市立校児童生徒にかかる学校給食費については、支給決定を受けた金額の2分の1に相当する金額(以下この項において「保護者負担額」という。)を保護者の指定する口座に口座振替の方法により支払うものとし、当該支給決定を受けた金額から保護者負担額を控</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2</u> 修学旅行費については、学校長の申出がある場合に限り、学校長を代理人として、修学旅行実施前に学校長の口座に振り込むことができる。なお、修学旅行実施後は、速やかに精算を行うものとする。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合（学校徴収金の滞納者等）及び保護者の申出がある場合は、学校長を代理人として、学校長の口座に振り込むことができる。</p> <p>第9条（略） （支給決定の取消し）</p> <p>第10条 教育委員会は、就学援助費の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 申請書に虚偽の事項を記載した場合</p> <p>(2) 保護者が前条の規定による届出を行わない場合</p> <p>(3) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合</p> <p>(4) 保護者が就学援助費を目的外に使用した場合又は<u>学校徴収金等</u>に未納があり正当な理由がないにもかかわらずこれを納入しない場合</p>	<p><u>除して得た額を鹿屋市学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第47号）第2条第3号に規定する給食会計責任者に支払うものとする。</u></p> <p><u>3</u> 修学旅行費については、学校長の申出がある場合に限り、学校長を代理人として、修学旅行実施前に学校長の口座に振り込むことができる。なお、修学旅行実施後は、速やかに精算を行うものとする。</p> <p><u>4</u> 第1項<u>及び第2項</u>の規定にかかわらず、特別な事情がある場合（学校徴収金<u>又は学校給食費</u>の滞納者等）及び保護者の申出がある場合は、学校長を代理人として、学校長の口座に振り込むことができる。</p> <p>第9条（略） （支給決定の取消し）</p> <p>第10条 教育委員会は、就学援助費の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 申請書に虚偽の事項を記載した場合</p> <p>(2) 保護者が前条の規定による届出を行わない場合</p> <p>(3) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合</p> <p>(4) 保護者が就学援助費を目的外に使用した場合又は<u>学校給食費等</u>に未納があり正当な理由がないにもかかわらずこれを納入しない場合</p>

報告(6) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について

(学校教育課)

1 期間 令和6年2月19日(月)～2月22日(木)

2 派遣メンバー

(1) かのやこどもPR大使

	学校名	学年		学校名	学年
1	鹿屋女子高等学校	2年	5	鹿屋中学校	1年
2	田崎中学校	3年	6	吾平小学校	6年
3	串良中学校	3年	7	鹿屋小学校	6年
4	串良中学校	3年	8	串良小学校	6年

(2) 引率者

学校教育課長、指導主事
鹿屋中学校教諭、東原小学校教諭

3 目的

海外研修を通して、地球規模で様々な問題を考え、郷土の魅力を生かして、能動的に課題解決に向けた行動を起こすグローバル人材の育成を図る。

ky

4 行程

2/19(月)1日目	2/20(火)2日目	2/21(水)3日目	2/22(木)4日目
○鹿児島中央駅発 7:32…みずほ602 ○地下鉄 ○国際線行バス ○福岡空港発 12:15 ○桃園国際空港着 13:50 ○移動 ○チャンダウバイリンガル小学校着 17:00 ・歓迎の歌 ・歓迎スピーチ ・歓迎オーケストラ演奏 ・校長あいさつ ・ダンス発表 ・PR大使あいさつ ・バイオリンソロ演奏 ○夕食会 18:00～20:00 ○ホームステイ	○チャンダウ小学校 8:00～ ・キャンパスツアー ・授業(小) ※5年生英語授業参加 ※5年生授業・給食 ※プレゼンテーション ・授業(中) ※Lily:G7 C1 授業 ※Rion,Saya,Takeru 授業:G78 C1 ※給食 ※プレゼンテーション ・授業(高) ※Risa:G11 C1 授業 ※プレゼンテーション ○昼食・写真撮影 12:00～ ○国立台北教育大学到着 14:15-15:30 ※キャンパスツアー ・大学講義参加 ※プレゼンテーション ※教育実習生対面 ○ホームステイ	○国立台北教育大附属小 8:00～ ・キャンパスツアー ・授業(小) ※バイリンガル保健授業(3B) ※6年生英語授業 ※5年生英語授業 ⇒ プレゼンテーション ○Longman JHS ・バイリンガル音楽授業参加 ・バイリンガル数学授業参加 ○NTUE Welcome Party 12:00～13:00 NTUE、NTUEEES… ○台北市内ツアー (8Ss/2Ts) ○ホームステイ ※台北市内ツアーの時間帯 台北市教育委員会視察 課長・指導主事	○台北FXホテル (台北富驛) 4:45 集合 ※専用車 5:00 発 ○桃園空港着 6:00 ○桃園空港発 8:10 発 ○福岡空港着 11:15 ○昼食(各自) ○博多駅発 15:00 ○鹿児島中央駅着 16:27 ○鹿児島中央駅解散 16:45

5 成果と課題

(1) 成果

- ア 8人のPR大使が、鹿屋市の魅力を堂々と分かりやすく説明することができた。
- イ 8人のPR大使が、訪問先の学校で授業を受けながら、交流を深めることができた。
- ウ ホームステイでは、親切で温かい家庭ばかりで、様々な異文化体験ができた。
- エ 台北市教育委員会訪問では、今後の小中学校間での更なる連携・協力を確認することができた。

(2) 課題

- ア 今後も児童生徒、学校にとって、意義ある交流となるよう、簡略化し、継続的に実施できる方法を探っていく。